

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和五年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和五年二月九日奈良県指令中土第五五―一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月三十一日中土第七四―一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市八木町三丁目一七七番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市下田東一丁目四九〇番地六 ブローテⅡ二〇三号

HOWAイノベーション株式会社 代表取締役 清田典章